

鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設置規程

(総則)

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「ス協」という。）定款第41条の規定に基づき、同定款第4条第6号の事業を円滑に推進するため、鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

2 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）基本規程第3条第2項に定める団体として、全国協議会を構成するものとする。

(基本理念及び目的)

第2条 県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

(組織構成)

第3条 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブをもって構成する。

(事業)

第4条 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) ス協加盟団体及び関係団体との連携
- (7) その他目的達成に必要な事業

(予算等)

第5条 県協議会は、前条に係る事業計画及び予算に関しては、ス協理事会の承認を得るものとする。

2 県協議会は、前条に係る事業報告及び決算に関しては、ス協評議員会の承認を得るものとする。

(加入)

第6条 県協議会への加入は、全国協議会への登録をもって行う。ただし、県協議会への加入の意思を示す総合型クラブにつき、第12条に定める委員総会において加入の承認を受けた総合型クラブ(以下「準登録クラブ」という)は、この限りでない。

2 準登録クラブは、第12条に定める委員総会に出席することはできるが、第14条に定め

る議決権を有しない。

3 登録に関しては、別に定める。

(役員)

第7条 県協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名以内

(委員の選出)

第8条 第6条に基づき登録したクラブ(以下「登録クラブ」という。)は、当該登録クラブの役職員の中から1名を県協議会の委員に選出する。

2 前項のほか、ス協会長はス協生涯スポーツ推進委員会委員及び有識者の中から若干名を委員に委嘱することができる。

(会長)

第9条 会長は、委員総会で委員の互選により選出する。

2 会長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

(副会長)

第10条 副会長は、委員、ス協役職員、有識者の中から委員総会でこれを選出し、会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

(役員等の任期)

第11条 役員及び委員(以下「役員等」という。)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する県協議会総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員等に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員等の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員等の任期は他の役員等の残任期間とする。

3 役員等は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(委員総会)

第12条 委員総会は、第7条及び第8条に定める者(以下「構成員という。’)をもって構成し、事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

2 委員総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 前項のほか役員が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

(会議の成立等)

第13条 委員総会は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。

ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りではない。

2 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属

する登録クラブの役員等に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

(議決)

第14条 委員総会の議決は、議決について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 委員総会の議決を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する構成員の過半数の書面又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成議決に代えることができる。

(役員会)

第15条 役員会は、第7条に定める者をもって構成し、県協議会の業務執行を決定し、これを執行する

2 役員会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集し議長となる。

3 役員会は、役員の過半数が出席しなければ開会することができない。

4 役員が役員会に出席できないときは、議決権を他の役員に委任することができる。この場合、当該役員は役員会に出席したものとみなす。

5 役員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務局)

第16条

県協議会の事務は、ス協事務局において処理する。

(規程の変更)

第17条 この規程は、委員総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、ス協理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。